

①青本特8条（特許管理人は、不利益行為をする場合にも特別の授權を要しない）		〔出題2回〕
特8条2項 (在外者の特許管理人)	特許管理人は、「一切の手續」及びこの法律又はこの法律に基づく命令の規定により行政庁がした処分を不服とする訴訟について本人を代理する。ただし、在外者が特許管理人の代理権の範囲を制限したときは、この限りでない。	
青本特8条	「一切の手續」には、特許出願の取下げ、審判請求の取下げ等の いわゆる不利益行為も含む 。	
出題例 (H30-特実4(2))	日本国内に住所又は居所を有しない者（以下「在外者」という。）の特許に関する代理人であつて日本国内に住所又は居所を有するもの（以下「特許管理人」という。）は、当該在外者が当該特許管理人の代理権の範囲を制限していない場合であっても、特許出願の取下げ等の在外者の不利益になる手續に関して、当該在外者を代理することができない。 ⇒×	

②青本特12条（共同代理でのみ代理されるべき旨の定めをしても、無効である）		〔出題2回〕
特12条 (代理人の個別代理)	手續をする者の代理人が2人以上あるときは、特許庁に対しては、各人が本人を代理する。	
青本特12条	特12条は強行規定と解すべきものであり、本人が2人以上の代理人の 共同代理によってのみ代理されるべき旨の定めをしても手續上無効である 。	
出題例 (R5-特実6(二))	特許に関する手續をする者の代理人が 甲、乙及び丙 であつて、本人が、 甲、乙及び丙 との委任契約において、 甲、乙及び丙 の共同代理によってのみ代理されるべき旨の定めをしても、特許庁に対しては、 甲、乙及び丙 の各人が本人を代理する。 ⇒○	

③青本特17条の4（優先権主張書面の補正により、主張の追加・取下げはできない）		〔出題2回〕
特17条の4 (優先権主張書面の補正)	国内優先権・パリ優先権等の主張をした者は、経済産業省令で定める期間内に限り、優先権主張書面について補正をすることができる。	
青本特17条の4	優先権主張書面の補正とは、既に主張した優先権主張書面の記載に誤記があった場合にそれを正す目的のために行う手續のことであり、 優先権主張の追加 （特41条4項、特43条1項） や取下げ （特42条2項） については、別の手續になることに注意が必要である 。	
出題例 (R3-特実10(二))	特許法第41条第4項に規定された書面を提出することにより優先権を主張した場合、当該主張の取下げの手續は、その書面の補正をすることにより行うことができる。 ⇒×	